



▲稲枝地区公民館



▲子どもセンター(写真上) ふれあいの館(写真下)

日程	テーマ	場所	定員
5月 9日(土)	彦根城下内町大通りの歴史	東地区公民館	60人
5月 23日(土)	愛知川の歴史	稲枝地区公民館	100人
6月 13日(土)	朝鮮人街道の歴史	南地区公民館	100人
7月 4日(土)	中山道周辺の村々の歴史	旭森地区公民館	70人

◆時間 各回とも10:00~11:30 ※申込不要(先着順)

21世紀の朝鮮通信使
デリー隊員
 〈内容〉江戸時代に日本と韓国を往復した使節団である朝鮮通信使がたどった道歩く「第5次」21世紀の朝鮮通信使 ソウル・東京 日韓友情ウォークが開催されています。この行程の中の、彦根市役所からJR垂井駅までの約34キロメートルを、日本人や韓国人などの隊員と交流しながら歩きます。
 〔日時〕5月5日(火・祝) 午前7時30分~午後5時30分 〔集合場所〕市

21世紀の朝鮮通信使

◆日時 5月5日(火・祝) 午前7時30分~午後5時30分
 ◆集合場所 市役所からJR垂井駅までの約34キロメートルを、日本人や韓国人などの隊員と交流しながら歩きます。

◆申し込み 5月5日(火・祝) 午前7時30分~午後5時30分
 ◆集合場所 市役所からJR垂井駅までの約34キロメートルを、日本人や韓国人などの隊員と交流しながら歩きます。

総合住宅リフォーム
 住まいのことなら何でもおまかせ!!
 屋根・外装 塗装 月々 **5,000円**~ (ローン有)
三共 (株)
 【本社】彦根市和田町41-11
 【支店】近江八幡市十王町339-6-102
0120-272-852
 三共は、京都サンガF.C.のオフィシャルスポンサーです



市の施設の管理運営を行う指定管理者
 〈内容〉次の施設の管理運営を行う指定管理者を募集します。
稲枝地区公民館
 〈管理期間〉平成28年4月1日~平成32年3月31日(4年間)
 〈公募要綱などの配布・申請期間〉4月20日(月)~6月5日(金)
 〈公募要綱などの配布場所〉市教育委員会生涯学習課(市民会館2階) 4月20日以降、彦根市ホームページからダウンロードもできます。 〈現地説明会〉募集内容について、稲枝地区公民館での現地説明会を行います。4月28日(火)午前10時30分から1時間程度 〈申込・問い合わせ先〉市教育委員会生涯学習課 ☎24・7974番、FAX23・9190番

子どもセンターおよびふれあいの館
 〈管理期間〉平成28年4月1日~平成32年3月31日(4年間)
 〈公募要綱などの配布・申請期間〉5月1日(金)~6月12日(金)
 〈公募要綱などの配布場所〉子ども・若者課(福祉センター2階) 5月1日以降、彦根市ホームページからダウンロードもできます。 〈現地説明会〉募集内容について、子どもセンターなどの現地説明会を行います。5月15日(金)午後1時30分から 〈申込・問い合わせ先〉子ども・若者課 ☎49・2251番、FAX26・1768番

彦根城博物館出張講座 あなたの街の歴史探訪
 〈内容〉博物館学芸員が、地域の個性的な歴史と文化財を分かりやすく紹介します。 〈日時・場所・定員〉左表のとおり 〈費用〉各回1000円(資料代) 〈問い合わせ先〉彦根城博物館学芸史料課 ☎22・6100番、FAX22・6520番

これから始める「日本語ボランティア」のための講習会
 〈内容〉外国人に日本語を教える方法の基礎から実践まで学びます。 〈日時〉5月10日~6月7日 毎週日曜日 午前10時~同11時30分 〈場所〉西地区公民館(本町二丁目) 〈対象〉18歳以上(高校生は除く) 〈費用〉千円 〈申込期限〉5月7日(休) 〈申込・問い合わせ先〉ボランティア日本語教室スマイル事務局(吉岡さん) ☎24・7241番、Eメール joshiyuki_yoshioka@yahoo.co.jp

役所正面玄関前(元町) 〈対象〉中学生以上 〈費用〉500円(大学生以下は無料)(保険代を含む) 〈申込〉当日受け付けます。事前申込は不要 〈持ち物〉弁当(昼食)、飲み物、タオル、着替え、雨具 〈問い合わせ先〉21世紀の朝鮮通信使友情ウォークの会(中村さん) ☎090・09077・72209番、Eメール su-nakamura@sb.dons.ne.jp

市民活動を応援します 「ひこね市民活動促進助成事業」

日常生活におけるさまざまな社会的課題の解決に向けて、福祉、環境、教育、まちづくりなどの幅広い分野で活躍するNPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体などによる市民活動が注目されています。彦根市では、地域社会の新たな担い手として注目される市民活動団体が、自主的、自立的に行う社会貢献活動に対して、その活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民活動を応援しています。

助成対象事業
 市内で行う主に市民を対象とする社会貢献活動

助成金額等
 助成対象経費の2分の1以内(上限5万円)

交付の制限
 ①1年度、1団体1事業
 ②同一団体への助成は通算3回を限度
 ③他の補助制度などの支援を受けているものは対象外

申込期間 4月21日(火)~5月20日(水)(必着)
申込・問い合わせ先
 市まちづくり推進室(〒522-8501 元町4-2) ☎30-6117、FAX22-1398
 ※所定の申請書に必要な事項を書き、添付書類を添えて、市まちづくり推進室に直接提出いただくか、送付してください。申請書は、市まちづくり推進室、支所、各出張所、各地区公民館などに置いてあります。彦根市ホームページからもダウンロードできます。添付書類など詳しくは、お問い合わせください。

助成対象団体
 ①NPO法人
 ②ボランティア活動、その他の非営利活動を行う団体
 ※自治会などは対象外

◀昨年度の助成対象団体(特定非営利活動法人ひまわり)の活動の様子。寸劇や人形劇を通して、青少年の健全育成活動に取り組みました。

国民年金保険料をきちんと納めましょう

彦根年金事務所

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金を受け取れない場合があります。

国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金には、要件を満たせば保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、国民年金課の窓口でご相談ください。

▼納付が困難なとき
 (保険料免除制度)
 経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度です。
 承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。
 保険料免除は、本人と配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下であれば承認されます。

▼30歳未満の人(若年者納付猶予制度)
 本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度です。
 申請が承認されると保険料の全額の納付が猶予されます。
 納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

▼学生の場合(学生納付特例制度)
 本人が学生であるときに限って利用できる制度です。
 申請が承認されると保険料の全額の納付が猶予されます。
 学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

保険料免除などが承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、「障害基礎年金」を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業した人は、「離職票」や「雇用保険受給資格者証」等を添付すれば、前年の所得に関係なく保険料の納付を免除される特例もありますので、ご相談ください。

問い合わせ先 彦根年金事務所(外町) 国民年金課 ☎23・1114番、FAX23・9038番